

### 3 育児・介護等による休業・休暇制度

#### (1) 育児休業制度

##### ア 規定の状況と休業期間

育児休業制度の規定の状況についてみると、「規定あり」の割合は調査事業所計で 46.2% となっている。

規模別にみると、規模が大きいほど「規定あり」の割合が高くなっており、100 人以上規模の事業所ではすべて育児休業制度が規定されている。

産業別にみると、情報通信業で 100.0%と最も高く、運輸業、郵便業で 64.5%、医療、福祉で 60.0%の順となっている。(図 3-1-1、付属統計表 3-1-1)

規定されている育児休業制度の休業期間は「1歳まで」が 61.0%、「1歳 6 月まで」が 23.2%の順となっている。(図 3-1-2、付属統計表 3-1-2)

図 3-1-1 育児休業制度の規定の状況

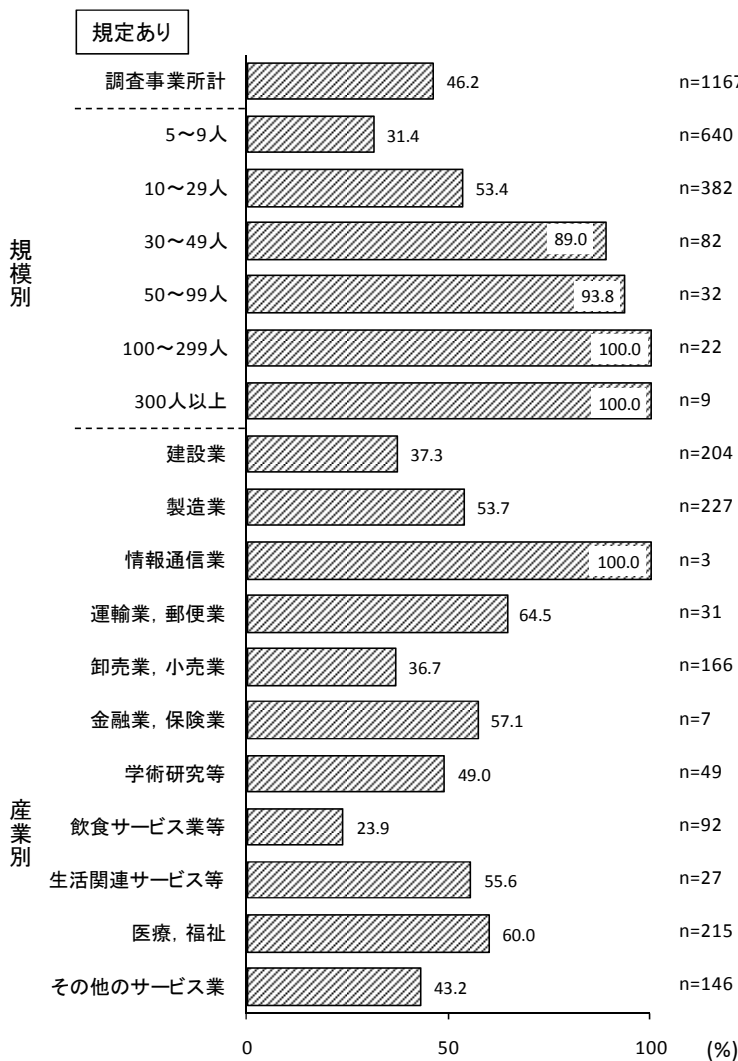
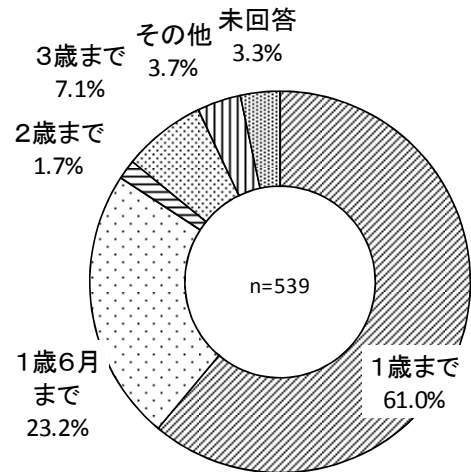


図 3-1-2 育児休業制度の休業期間



## イ 育児休業取得率

平成 22 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日の間に本人または配偶者が出産した労働者の育児休業取得率は、女性 88.9%、男性 4.3%となっている。(表 3-1-3、付属統計表 3-1-3)

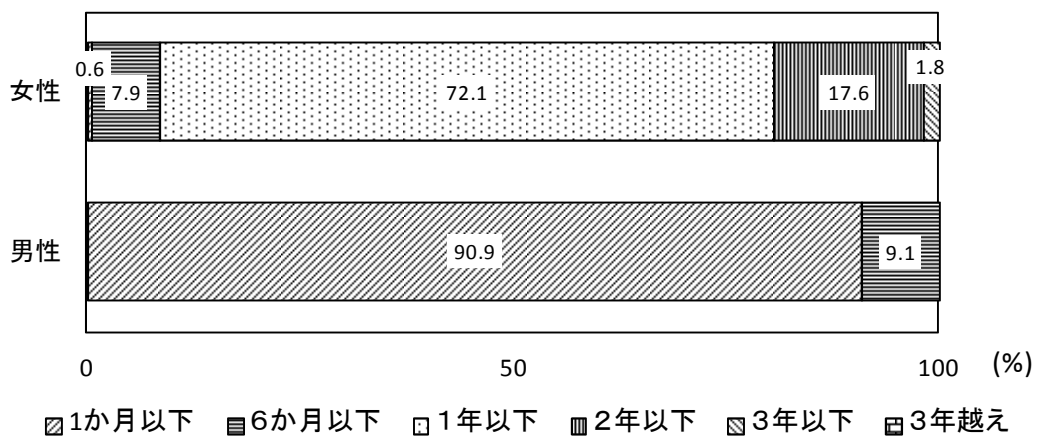
表 3-1-3 育児休業取得率

	女性	男性
出産者数(男性は配偶者が出産)	189	278
育児休業取得者数	168	12
育児休業取得率	88.9%	4.3%

## ウ 育児休業の取得期間

育児休業を取得した労働者の休業取得期間は、女性の場合「1 年以下」が 72.1%、「2 年以下」が 17.6%となっている。男性の場合「1 か月以下」が 90.9%、「6 か月以下」が 9.1%となっている。(図 3-1-4、付属統計表 3-1-4)

図 3-1-4 育児休業の取得期間



(2) 介護休業制度の規定の状況と休業期間

介護休業制度の規定の状況についてみると、「規定あり」の割合は調査事業所計で36.8%となっている。

規模別にみると、50～99人規模が87.5%、100～299人規模が90.9%、300人以上が100.0%となっており、規模が大きいほど「規定あり」の割合が高くなっている。

産業別にみると、情報通信業で100.0%と最も高く、運輸業、郵便業で61.3%、医療、福祉で47.0%の順になっている。(図3-2-1、付属統計表3-1-1)

規定されている休業期間は「3か月」が68.6%、「その他」が14.0%、「1か月」が10.7%の順になっている。(図3-2-2、付属統計表3-2)

図 3-2-1 介護休業制度の規定の状況

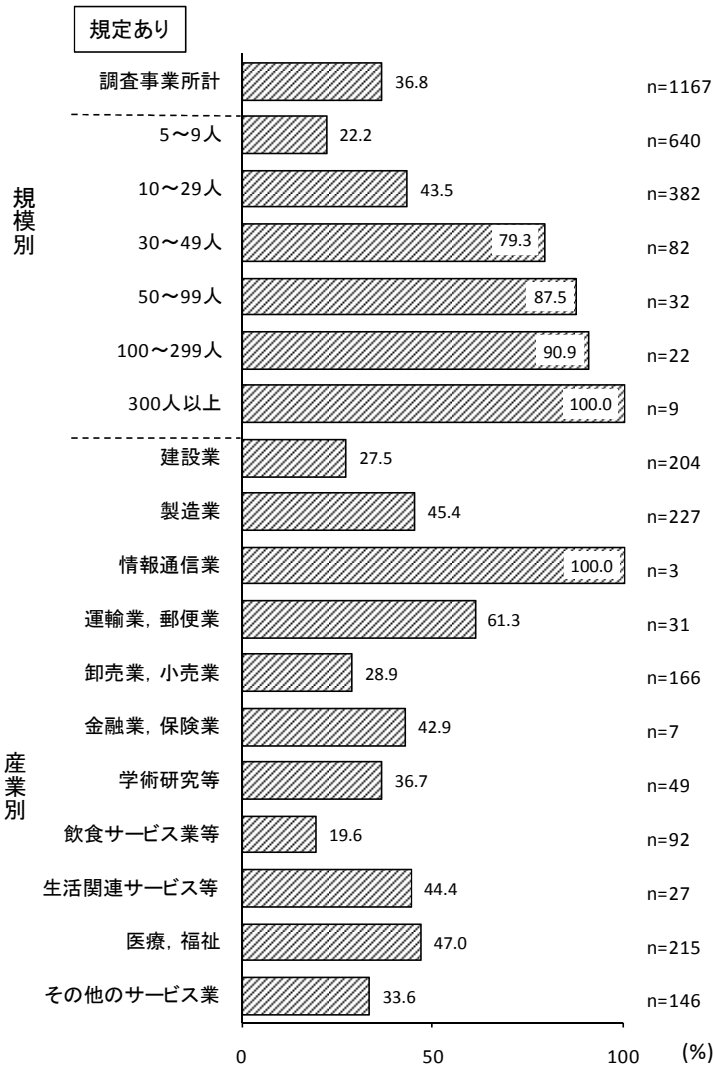
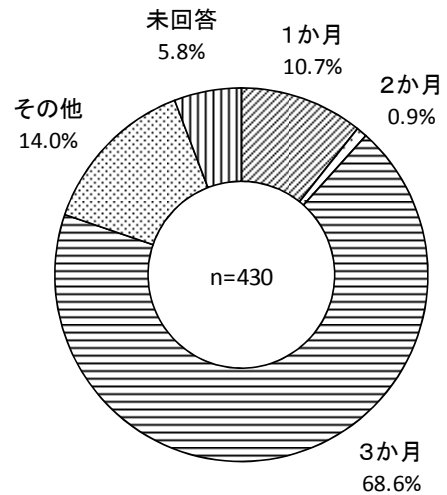


図 3-2-2 介護休業制度の休業期間



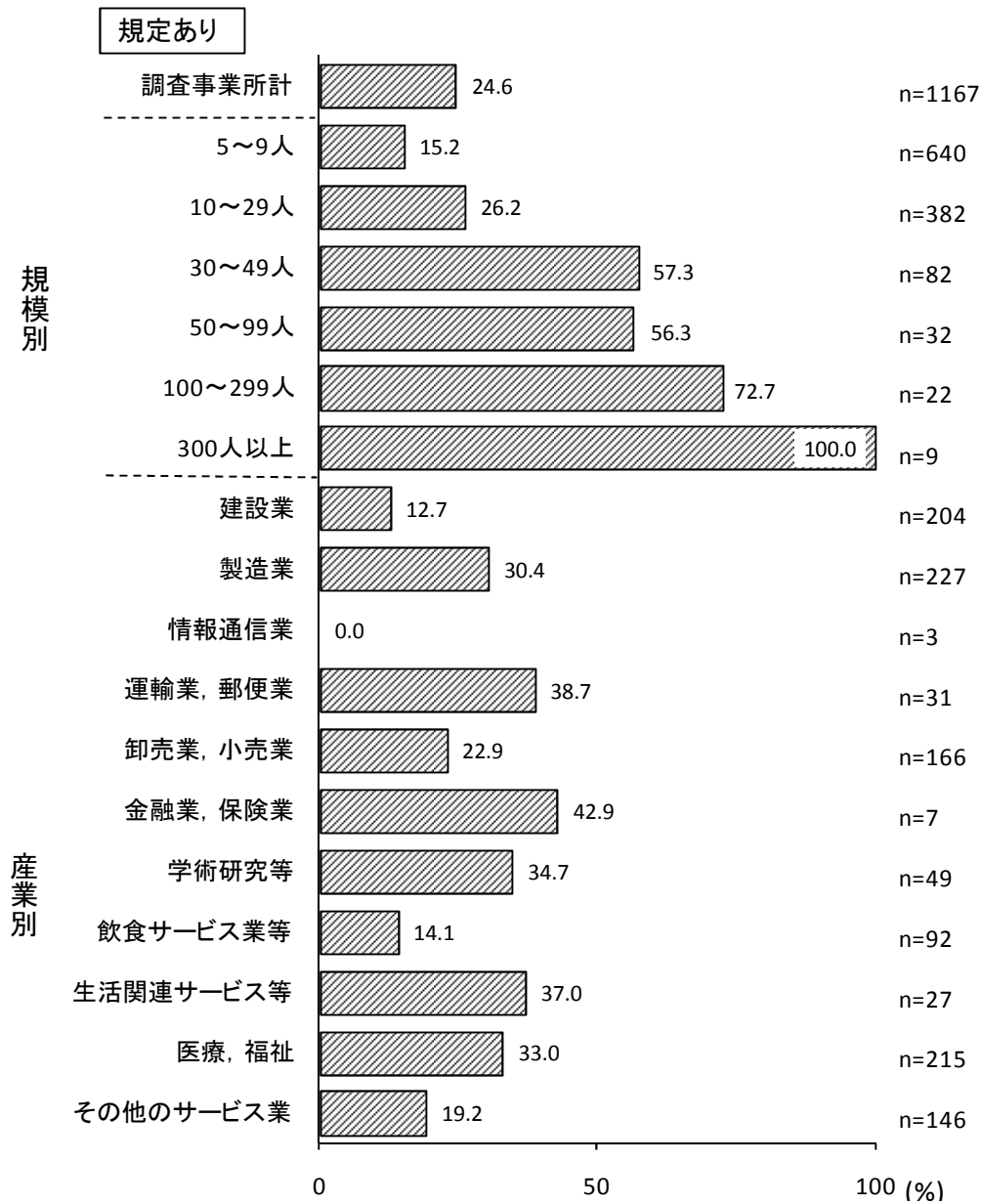
## (3) 子の看護休暇制度

子の看護休暇制度の規定の状況についてみると、「規定あり」の割合は調査事業所計で 24.6%となっている。

規模別にみると、50～99 人規模で 56.3%、100～299 人規模で 72.7%、300 人以上規模で 100.0%となっており、規模が大きいくほど「規定あり」の割合が高くなっている。

産業別にみると、金融業、保険業で 42.9%と最も高く、運輸業、郵便業で 38.7%、生活関連サービス等で 37.0%という順になっている。(図 3-3、付属統計表 3-3)

図 3-3 子の看護休暇制度の規定の状況



## (4) 配偶者出産休暇制度

配偶者出産休暇制度の規定の状況についてみると、「規定あり」の割合は調査事業所計で 17.1% となっている。

規模別にみると、50～99 人規模で 46.9%、100～299 人規模で 54.5%、300 人以上規模で 88.9% となっており、規模が大きいほど「規定あり」の割合が高くなっている。

産業別にみると、製造業で 23.3%と最も高く、運輸業、郵便業で 22.6%、学術研究等で 22.4%の順になっている。(図 3-4、付属統計表 3-3)

